

国際社会文化研究所研究PJ研究経過報告 審査要項

2013（平成25）年3月19日 制定

1. 審査委員会の構成

審査委員会は国際社会文化研究所運営会議構成員で構成し、所長を委員長とする。
ただし、審査委員が審査対象となる研究プロジェクトの研究員である場合は、当該研究プロジェクトの審査には加わらないものとする。

2. 審査対象

審査対象は、全ての研究プロジェクトとし、毎年度終了時に「研究経過報告書」を提出するものとする。

3. 審査方法

審査委員は、審査対象となる研究プロジェクトの「研究経過報告書」について5段階評点方式による審査を行い、審査票を作成する。審査票をもとに審査委員会で総合的に審査を行う。

なお、不明な点がある場合、審査委員会はヒアリングを行うことができるものとする。

4. 審査基準

各研究プロジェクトが申請時に提出した「研究プロジェクト申請書」と、研究終了時点での「研究経過報告書」を比較し、次の項目について審査を行う。

①研究成果について

研究期間中に得られた研究成果は、申請時の研究目的・研究実施計画に比べ、どの程度達成されているか。

②収支決算について

当初予算から大幅な変更が生じている場合は、その経緯の説明が妥当かどうかを審査する。

③研究発表について

発表の内容、件数等について審査する。

④総合所見

審査は5段階評点方式とし、各基準は次のとおりとする。

【 評 点 】 申請時の目的・計画等と比較して

項目①③④

- 5 : 非常に優れた成果がある
- 4 : 優れた成果がある
- 3 : 予定どおりの成果を得ている
- 2 : あまり成果がない
- 1 : ほとんど成果がない

項目②

- 5 : 良好である
- 4 : 概ね良好である
- 3 : 普通
- 2 : あまり良くない
- 1 : 良くない

5. 審査結果の取り扱い

研究プロジェクトの代表者に結果を通知する。

以 上